

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成24年8月16日(2012.8.16)

【公開番号】特開2011-22433(P2011-22433A)

【公開日】平成23年2月3日(2011.2.3)

【年通号数】公開・登録公報2011-005

【出願番号】特願2009-168437(P2009-168437)

【国際特許分類】

G 02 B 7/04 (2006.01)

【F I】

G 02 B 7/04 E

【手続補正書】

【提出日】平成24年7月3日(2012.7.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0035】

ワイヤ104の一端は、電極122-1に接続され、他端は、電極122-2(以下、個々に区別する必要がない場合、単に電極122と記述する)に接続される。この電極122は、レンズキャリ101が内包されるケース131に設けられている。また、電極122は、レンズキャリ101とケース131の隙間に設けられる。このような電極122を納める隙間が確保できるのも、図4に示したように、レンズキャリ101に切り欠き部102を設けたからである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0069

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0069】

図12は、レンズキャリ351を含み、レンズを駆動する駆動装置の構成を示す図であり、図12は、レンズキャリ351を上側および側面から見たときの図である。レンズキャリ351の内側にはレンズバレル356が固定されている。レンズバレル356は、複数枚のレンズ(不図示)を保持する。レンズキャリ351の外側の所定の位置には、スライドフック353-1とスライドフック353-2が設けられている。そのスライドフック353-1とスライドフック353-2は、レンズキャリ351を間に挟み、対向する位置にそれぞれ設けられている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0073

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0073】

軸354-1, 354-2は、ケース357内の2隅にそれぞれ配置されている。また、圧電素子355は、ケース357内の1隅に設けられている。軸354(圧電素子355)は、レンズキャリ351の外側の側面に設けられている切り欠き部352に、その一部または全てが収納されるように配置されている。すなわち、軸354-1と圧電素子3

5 5 の一部または全ては、レンズキャリ 3 5 1 の切り欠き部 3 5 2 - 1 に収納されるように構成されている。軸 3 5 4 - 2 の一部または全ては、レンズキャリ 3 5 1 の切り欠き部 3 5 2 - 2 に収納されるように構成されている。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 7 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 7 7】

図 1 2 に示した外側の四角形の点線3 8 1は、従来の駆動装置の大きさを示している。図 1 2 に示したように、本発明を適用することで、従来の駆動装置よりも小型化できることがわかる。また、このように駆動装置の小型化を実現しても、駆動装置で駆動されるレンズの口径などを小さくしたり、駆動装置を含む撮像装置に用いられる撮像素子を、画素数の少ない撮像素子を用いなくてならなくなったりするといったことがないので、画質を劣化させることなく、小型化を実現することが可能となる。